

令和6年度

体育館屋上防水工事

仕 様 書

令和6年4月

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所

# 仕 様 書

- 1 件 名  
体育館屋上防水工事
- 2 履行場所  
東京都八王子市南大沢 4-5  
救急救命東京研修所 体育館
- 3 履行期間  
契約日から令和7年3月31日（月）まで  
原則、研修生不在の時期に実施することとし、詳細な工期は契約後、当研修所担当者（以下「担当者」という。）と打ち合わせを行うこと。
- 4 工事概要  
屋上屋根の防水工事を行う。その他の数量等詳細は別添特記仕様書及び工事内訳書参照。
  - (1) 工事箇所  
屋上全体（体育館（体育資機材室含む）屋上及び機械室屋上）とする。
  - (2) シーリング打替  
シーリング部分については、全面的に打替えを行う。  
打替箇所：平葺押え金物取合、アルミ笠木目地、トップライトアルミ笠木取合、トップライト廻り、トップライトガラス廻り、トップライト方立、排煙窓アルミパネル廻り、（以下、本項にて機械室屋上）防水押え金物取合、笠木天端タイル取合、カーテンウォール取合
  - (3) ウレタン塗膜防水  
平場や排水溝等については、下地ケレン・清掃のうえ、全面的に高靱性ウレタン塗膜防水を行う。  
施工箇所：屋上平場、排水溝、立上り、笠木、レール基礎
  - (4) 落とし口  
改修用ドレン設置を行う。
- 5 作業条件
  - (1) 作業時間は原則 8：30～17：00とする。時間延長については、別途協議すること。
  - (2) 受注者は、契約締結後、現場責任者及び資格作業員を選定し、工事体制表を作成して担当者に提出すること。また、受注者は、着工前に現場調査を行い、その結果をもとに工程表及び施工要領書を作成し、担当者に提出すること。なお、施工要領書には、工事で使用する材料及び工法等を明記すること。
  - (3) 施工の際に研修所の建物・機械その他在来部分、施工済み部分等で、汚損又は損傷の恐れのある箇所については、適正な養生を行うこと。
  - (4) 工事で使用する車両や物資等を一時的に研修所の敷地内に存置する場合は、あらかじめ担当者の了承を得ることとし、担当者の指定する場所に存置するとともに、事故防止のために適切な養生を行うこと。

- (5) 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適切に処分すること。廃棄物の処理に当たっては、関係法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (6) 工事中は安全に万全を期すこと。万が一、請負者側の不注意により発生した物損及び人身事故等は、全て請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに担当者に報告するとともに、適正な措置を講ずること。
- (7) 作業に必要となる電気及び水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、費用は研修所が負担する。

## 6 完成検査及び報告

- (1) 検査については、外観検査を実施するものとする。
- (2) 内・外装等に破損があった場合、当該箇所の部分復旧を行うこと。
- (3) 工事記録（写真撮影のこと）、工事完了届出書、保証書等の各種書類を作成し提出すること。

## 7 契約不適合責任

受注者は、工事施工後1年以内に故障等が発生した場合は、担当者の指示により、無償にて不良箇所の修理を行うこと。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項又は本工事の遂行上疑義が生じた場合は、担当者との協議の上決定するものとする。

## 9 支払条件

工事完了後、履行確認を行ったうえで支払う。

# 体育館屋上防水工事

## 特記仕様書